

◎ 生活困窮者自立支援法案 参照条文 目次

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
二 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）（抄）	2
三 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）（抄）	2
四 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）（抄）	4
五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	4
六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（抄）	7
七 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	7
八 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）	10
九 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）	11
十 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）	12
十一 生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）（抄）	12

生活困窮者自立支援法案 参照条文

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（督促、滞納処分等）

第二百三十二条の三 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 11 （略）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務

七の二 介護保険に関する事務

八 障害者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

十一 結核の予防に関する事務

十二 土地区画整理事業に関する事務

十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)

二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

② (略)

三 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費
二 削除
- 三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- 四 生活保護に要する経費
- 五 感染症の予防に要する経費
- 六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
- 七 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費
- 八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費
- 九 身体障害者の更生援護に要する経費
- 十 婦人相談所に要する経費
- 十一 知的障害者の援護に要する経費
- 十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかるている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費
- 十五 児童手当に要する経費
- 十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費
- 十七 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費
- 十八 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費
- 十九 児童扶養手当に要する経費
- 二十 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
- 二十一 家畜伝染病予防に要する経費
- 二十二 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
- 二十三 森林病害虫等の防除に要する経費

二十四 國土交通大臣が定める特定計画又は國土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費

二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費

二十六 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費

二十七 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費

二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費

二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

三十 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

四 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（抄）

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2～5 （略）

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対し、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与える、又は生活に関する相談に応ずる事業
二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福

祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に際し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一體的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 (略)
(設置)

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（組織）

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

- 一 指導監督を行う所員
- 二 現業を行う所員
- 三 事務を行う所員

2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（所員の定数）

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるもの

とする。

一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

（服務）

第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四条の四第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居住介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業
- 三 その他政令で定める社会福祉事業

3 ～ 13 （略）

七 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二～三 （略）

2～4 （略）

別表第一（第二条関係）

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）
- 四 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）
- 六 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。第十条の二の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
- 十一 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
- 十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二二十三号）
- 十四 削除
- 十五 激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十六 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
- 十七 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十七号）
- 十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）
- 十九 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）

二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

二十の二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

二十の三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

二十の四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七十八条の規定に限る。）

二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

二十の七 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）

二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

二十の十 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）

二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）

二十の十二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

二十の十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

二十の十五 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）

二十の十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

二十の十七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

二十の十八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。）

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。第三十八条及び第五十九条の規定に限る。）

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）

二十の二十三 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）

二十一 健康保険法

二十二 船員保険法

二十三　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）

二十四

厚生年金保険法

二十五

国民健康保険法

二十六　国民年金法

二十六の二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）

二十七　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。）

二十八　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）

二十九　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

二十九の二　平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）

二十九の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）

三十　高齢者の医療の確保に関する法律

三十一　介護保険法

三十二　前各号に掲げる法律に基づく命令

三十三　行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

八　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項

の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定 公布の日

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十一年四月一日

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間に於て政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

九 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）

（地方財政法の一部改正）

第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るもの）を除く。）

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二 第六十七条の規定 平成二十五年四月一日

三 第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第六十八条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第六十六条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日
のいづれか遅い日

六 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（

平成二十四年法律第 号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

十 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

十一 生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）（抄）

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十九条の見出しを「（資料の提供等）」に改め、同条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行」に、「必要がある」を「必要があると認める」に、「要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況」を「次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項」に、「に調査を嘱託し」を「、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」に、「要保護者若しくはその扶養義務者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

第二十九条に次の一項を加える。

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事

務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(略)

別表中「第八十四条の四関係」を「第八十四条の五関係」に改め、同表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項」に、「第二十八条第一項及び第四項」を「第二十八条第一項、第二項及び第五項」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第二項」の下に「、第七十八条の二第一項及び第二項」を加え、同表都道府県の項中「及び第二項」の下に「、第二十九条第二項」を加え、「（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項」において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。」及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項に、「、第五十一条第二項並びに」を「及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）」、「第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を」を「これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において」に、「第五十四条の二第四項において」を「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において」に、「第五十五条の二」を「第五十五条第一項、第五十五条の三」に改め、「第七十八条」の下に「、第八十三条の二」を加え、同表市町村の項中「第四十三条第二項」を「第二十九条第二項、第四十三条第二項」に改め、同表福祉事務所を設置しない町村の項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、同表を別表第三とし、同表の前に次の二表を加える。

別表第一（第二十九条関係）

一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 報
四 戰傷病者特別援護法（昭和二十八年法律第二百六十八号）による療養手当の支給に関する情報	
五 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）による給付の支給に関する情報	

			五 税務署長
八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振	七 都道府県知事又は市町村長	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報</p> <p>二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報</p> <p>三 に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報</p> <p>四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</p> <p>五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報</p>
			<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報</p>
			次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

			興・共済事業団、国家公務員 共済組合連合会、地方公務員 共済組合若しくは全国市町村 職員共済組合連合会
十二 都道府県知事	十一 厚生労働大臣又は都道府 県知事	十 市町村長又は高齢者の医療 の確保に関する法律（昭和五 十七年法律第八十号）第四十 八条に規定する後期高齢者医 療広域連合	九 日本私立学校振興・共済事 業団、国家公務員共済組合又 は地方公務員共済組合
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族 補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談 、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支 給又は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に 関する情報	六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）による特別 障害給付金の支給に関する情報
			二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）による年金である給付の支給に関する情 報

<p>十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p>
<p>十四 総務大臣</p> <p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
<p>十五 その他政令で定める者</p> <p>その他政令で定める事項に関する情報</p> <p>備考</p> <p>厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣 三 四の項下欄の厚生労働省令 國土交通大臣 四 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 五 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 六 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日

二 附則第十七条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）附則第二十一条の改正規定 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定 平成二十五年十月一日

四 第二条の規定 平成二十七年四月一日